

久高診療所及び医師住宅外壁等修繕 入札に関する質疑応答は以下のとおりです。

No	質問内容	回答欄
1	過去2年度以内の県内、国、市町村の改修工事、又は修繕工事の実績がない場合は、入札保証金の納付で参加資格を満たすことはできますか。 参加不可でしょうか。	一般競争入札公告資料の「2 一般競争入札参加資格要件(2)」に記載されるとおり、過去2年度以内に沖縄県、国又は県内市町村発注の改修工事、修繕業務の実績を有する者が対象となります。 従いまして、入札保証金の納付で参加資格を満たすことはできません。
2	アスベスト除去作業中は診療所の営業はされますか？ もし営業されるのであればエアコンなどの空調機器は使用不可となり、窓などの開口部も閉め切り換気が出来ない状態となります。	診療所は工期中も通常診療を行います。 従いまして、アスベスト除去は部分施工や養生、あるいは休診日や休診時間に施工するなど、極力、診療所に影響が生じないように実施下さい。
3	診療所・医師住宅共に外壁に室外機や外灯が備付けられており、診療所の方には大きな倉庫もおいてありましたが、施工中は取外し・移動となるのでしょうか？	施工に必要な場合は、現場調整の上、設備の取り外し・移動をお願いします。
4	毒物の撤去となりますが、島民への説明会などは実施されるよていでしょうか？	事前に修繕工事に係る資料を診療所に提供し受診者への周知を行っています。 当該物件で検出されたアスベストは非飛散性であることも踏まえて、改めての説明会実施は予定しておりません。
5	格子脱着の項目が医師住宅にしか記載されていませんが、診療所は格子脱着は不要となりますか？ 格子脱着が不要とあればアスベスト除去作業ならびに補修・塗装まで出来る範囲が限られます。	当該公告にてお示ししている数量書は参考資料です。 施工範囲が制限されてしまう場合は、現場調整の上、格子の脱着を行い、施工をお願いします。
6	工事に使用する材料や器具は保管できる場所がありますでしょうか？	診療所敷地内、医師住宅敷地内共に資材等を保管できるスペースがございます。
7	診療所及び医師住宅の足場工事に関して、足場固定の為に花壇などの土の地面に杭を打つ事は可能でしょうか？	現場調整の上、花壇等の土の地面に杭を打つ事も可能です。
8	診療所の擁壁は建物周りのブロック塀の内外の認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。